

中津川市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和及び主任技術者の兼務要件基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の現場代理人の常駐義務の緩和及び専任の主任技術者の兼務を認める要件について、必要な事項を定める。

(現場代理人の常駐を緩和できる場合)

第2条 市長は、工事を複数同時に請け負っている受注者について、次の各号のいずれかに該当するときは、工事請負契約約款第10条第3項に基づき、当該受注者の設置する現場代理人の兼務を承認することにより、現場代理人の常駐の要件を緩和することができる。

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であり、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度以内であること。ただし、兼務を承認する工事は、現場代理人1人につき原則2件までとする。

(2) 2件の工事において、工事現場がいずれも中津川市内であり、かつ請負金額の合計が税込みで3,500万円未満（契約変更の場合は変更後の金額）であること。

2 前項の規定において、次の各号のいずれかに該当するときは、兼務を承認しない。

(1) 工事担当所属の所属長（工事担当が複数所属に跨るときは、当該複数所属のうちいずれかの所属の所属長）が、工事の内容、工事現場の条件等を考慮して、兼務が困難と判断したとき。

(2) 設計図書（特記仕様書等）に「兼務不可」と明記されているとき。

(3) 直近2年度の間、中津川市入札参加資格停止等の措置要領に基づく資格停止を受けた業者による工事であるとき。

(4) 直近2年度の間、受注実績が無い業者による工事であるとき。

(現場代理人の常駐を緩和できる期間)

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる期間は、現場代理人の常駐を緩和できるものとする。この場合において、市は設計図書（特記仕様書等）、打合せ記録簿等の書面により、受注者に対し当該期間を明確にしなければならない。

(1) 契約締結後から現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事において、当該工場製作のみが行われている期間

(4) 前各号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(専任の主任技術者の兼務を認める場合)

第4条 工事を複数同時に請け負っている受注者について、次の各号のすべてに該当するときは、建設業法施行令第27条第2項に定める工事に該当するとして、専任を要する主任技術者の兼務を承認することができる。ただし、兼務を承認する工事は、主任技術者1人

につき原則2件までとする。

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

(2) 工事現場の相互の間隔が10km程度以内であること。

2 前項の規定において、次の各号のいずれかに該当するときは、兼務を承認しない。

(1) 工事担当所属の所属長（工事担当が複数所属に跨るときは、当該複数所属のうちいずれかの所属の所属長）が、工事の内容、工事現場の条件等を考慮して、兼務が困難と判断したとき。

(2) 設計図書（特記仕様書等）に「兼務不可」と明記されているとき。

(3) 直近2年度の間、中津川市入札参加資格停止等の措置要領に基づく資格停止を受けた業者による工事であるとき。

(4) 直近2年度の間、受注実績が無い業者による工事であるとき。

(申請)

第5条 第2条第1項又は前条第1項の承認を受けようとする受注者は、建設工事における現場代理人・主任技術者の兼務の承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(承認)

第6条 市長は、受注者から前条の申請があったときは、兼務の適否を判断し、建設工事の現場代理人・主任技術者の兼務承認（不承認）通知書（第2号様式）により、受注者に通知しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、兼務の承認を取り消すものとする。

(1) 工事の内容、工事現場の条件等により兼務を継続することが不相当と認められるとき。

(2) この基準の規定に違反していると認められるとき。

(3) その他不正な手段により承認を得たと認められるとき。

(4) 前各号のほか、承認を継続することが不相当であると市長が認めるとき。

2 前項の規定により承認を取り消すときは、建設工事の現場代理人・主任技術者の兼務承認取消通知（第3号様式）により、受注者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、令和4年3月31日までの間、現場代理人の兼務を認めるものとする。この場合において、兼務を承認する工事は、原則として3件までとする。（対象工事に災害復旧工事が含まれる場合に

あつては、5件程度認めるものとし、このうち災害復旧工事以外は3件程度以内とする。）

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であり、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度以内であること。

(2) 工事現場がいずれも中津川市内であること。

3 第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する場合は、令和4年3月31日までの間、主任技術者の兼務を認めるものとする。この場合において、兼務を承認する工事は、原則として3件までとする。(対象工事に災害復旧工事が含まれる場合にあつては5件程度認めるものとし、このうち災害復旧工事以外は3件程度以内とする。)

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

(2) 工事現場の相互の間隔が10km程度であること。

附 則 (令和3年9月17日決裁)

この基準は、令和3年10月1日から施行する。